

告 示

埼玉県告示第千三百五十三号

測量計画機関である国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所から次のとおり公共測量を実施する旨の通知を受けたので、測量法（昭和二十四年法律第百八十八号）第三十九条において準用する同法第十四条第三項の規定により公示する。

令和三年十二月十四日

埼玉県知事 大野 元 裕

一 測量計画機関

国土交通省関東地方整備局大宮国道事務所

二 作業種類

公共測量（一般国道四号及び一般国道十七号に係る車載写真レーザ測量による現況確認（Ⅱ一・六二キロメートル））

三 作業地域

埼玉県越谷市レイクタウン六丁目から埼玉県越谷市レイクタウン二丁目

埼玉県さいたま市浦和区仲町四丁目から埼玉県さいたま市浦和区常盤六丁目

埼玉県さいたま市中央区上落合八丁目

四 作業期間

令和三年十二月六日から令和四年二月二十八日まで